

令和7年度とっとり夢プロジェクト事業補助金募集要項

鳥取県教育委員会

1 趣旨

本補助金は、創造力とチャレンジ精神を持った高校生等が、自由な発想で主体的に企画・活動することを支援するものであり、さらには、生徒自らの自主性・個性の伸長、学校や地域の活性化につながることを目的として交付する。

2 対象者

応募日現在、鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に在籍している個人又はグループとする。なお、グループで応募する場合は代表生徒1名を決定すること。

3 対象となる活動

生徒が個人またはグループで行う自主的な活動であること。グループの場合、学年、学校、校種等は同一でなくともよい。

活動内容は次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 他の生徒の模範や励みとなるとともに、各学校や地域の活性化等に資する活動であること。
- (2) 学年、学校、校種等の枠を超えた、創意工夫にあふれる活動であること。

【活動例】

- ・ 科学者との共同研究
- ・ 中山間地の森林を守る環境保全活動
- ・ 著名人による講演会の企画実施
- ・ 空き家等を利用した地域交流

- (3) 活動の成果等を地域や他の生徒へ還元できる活動であること。

4 応募できる企画数

個人またはグループにつき、1企画とする。

5 補助金額

- (1) 補助金として申請できる額は、1企画あたり50万円を限度とする。

なお、補助事業に要する経費のうち、補助事業に伴う助成金その他の収入（本補助金を除く。）がある場合は、その額を控除したものを補助対象経費とし、50万円以内とする。

ただし、旅費、機械及び器具等の総額への補助金額については、補助対象経費から旅費、機械及び器具等の総額を除いた金額以内とする。（千円未満切り捨て。）

【申請例】補助事業に要する経費をA、旅費、機械及び器具等の総額をB、その他の補助対象経費をC、申請額をDとした場合

- ・ A：50万円 B：20万円 C：30万円→D：50万円として申請
- ・ A：55万円 B：30万円 C：25万円→Bについては25万円分までを計上、D：50万円として申請（補助事業に伴う助成金その他の収入：5万円）
- ・ A：40万円 B：30万円 C：10万円→Bについては10万円分までを計上、D：20万円として申請

- (2) 補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

6 提出書類

- (1) 令和7年度とっとり夢プロジェクト事業計画書（様式第1号）
- (2) 令和7年度とっとり夢プロジェクト事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 連絡票

7 受付期間

令和7年5月9日（金）まで（※二次募集を行うこともある）

8 書類提出先

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

電子メールにより提出すること

電子メールアドレス：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

9 審査

- (1) 1次審査として、書類による審査を行う。1次審査を通過した個人又はグループに対して、プレゼンテーション（10分以内）による2次審査を行い、補助金交付者及び補助金交付額を決定する。
- (2) 1次審査の結果及び2次審査の日程は、学校をととして応募者（グループの場合は代表者、以下同様）に後日通知する。（5月中旬を予定）
※2次審査時のプレゼンテーションは、発表者の在籍校以外の応募校関係者等にも公開する。
- (3) 2次審査の結果は、6月中旬に応募者に通知する。

10 補助金の交付

補助金は、交付決定者（グループの場合は代表者、以下同様）の在籍校に交付する。

11 交付決定者の義務

- (1) 交付決定者は、補助事業の完了、中止もしくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日に、事業報告書（様式第1号）、決算書（様式第2号）を提出すること。
- (2) とっとり夢プロジェクト事業補助金実績報告書（規則様式第5号）には、事業経費にかかる領収証（レシートでも可）を添付すること。
- (3) 申請内容に変更がある場合には、速やかに変更承認申請書（規則様式第3号）を提出すること。

12 交付決定の取消及び補助金の返還

次の場合、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 補助金を事業以外の用途で使用したとき。
- (2) 申請書等の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 在籍校において、停学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 在籍校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき。